

広域サイクリングルートの設定方針(案)

番号	項目	内容	備考
①	ルートの数	○岩手県自転車活用推進計画に基づき4ルートとする。	
②	ルートの通過地域	○各ルートが複数市町村に跨ること。 ○4ルートで県内全ての市町村を通過すること。	
③	ルートの選定	○県管理自転車道線等の既存の道路を利活用するルートであること。 ○矢羽根等の自転車通行空間が確保可能な道路であること(拡幅等の新たな道路整備が伴わない)。	
④	ルートの延長	○各ルートの延長が概ね100km以上であること。	※1
⑤	ルートの魅力	○以下のいずれかを満たすルートであること。 ・地域を代表する観光地(歴史・文化・景勝地等)を有機的に連携していること。 ・国際的に著名な観光地を有機的に連携していること。 ・魅力的な景観の地域を通過していること。 ・複数の地形条件を通過して地形の変化を楽しむことができるルートとなっていること。	※1
⑥	ルートの安全性	○自動車交通量が概ね10,000台/以上の幹線道路において車道混在となる区間を避けたルートであること。 ※ただし、郊外部において、「走行環境の安全性」に規定する整備がされている場合を除く。また、都市部においては、ルートに並行して代替ルートが無い場合は車道混在でもやむを得ないものとするが、市町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けられていること。また、現地及びルートマップ等で注意喚起すること。	※1
		○狭小幅員のトンネルを含まないルートとすること。 ※近くに代替ルートが無い場合は狭小トンネルを利用したルートでもやむを得ないものとする。ただし、現地及びルートマップ等で狭小トンネルである旨注意喚起すること。	※1
⑦	ルートの連続性	○自転車で通行できない区間がないこと。 ※近くに代替ルートが無い場合はやむを得ないものとする。ただし、現地及びルートマップ等で注意喚起されているとともに、自転車を押して通行できること。	※1
⑧	ルートの休憩施設等	○いわてサイクルステーションなどの休憩施設や宿泊施設が一定間隔に存在すること。 ・休憩施設：概ね20kmごと ・宿泊施設：概ね60kmごと	※2

※1 ナショナルサイクルルートの指定要件(ルート設定)

※2 ナショナルサイクルルートの指定要件(受入環境)